

第2章 健康福祉指導課

1 地域福祉の推進

高齢化や未婚率の上昇による単身世帯の増加傾向が続き、家族内の問題解決力が低下している。また、世帯の中で複数の生活課題を持つケースの増加や、問題を抱えているが公的制度の受給要件を満たさない場合の支援の在り方など、地域における課題は複雑化、多様化してきている。

これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、当事者の課題を「我が事」として捉え、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域社会を創っていくことが必要である。

そこで、「互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」の構築を目指し、市町村等とともに地域課題の解決を支援していく。

(1) 推進組織「地域福祉フォーラム」の設置支援

地域住民一人ひとりが地域福祉の主演として、活力をもってそれぞれの役割を担うために、従来の枠組みを超えた多様な分野の関係者・団体がネットワークを構築し、地域福祉（地域社会づくり）のあり方や具体的取り組みを話し合う場である「地域福祉フォーラム」の設置を支援している。

(2) 住民参加の促進に関する支援

社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会等が行うボランティアリーダーの養成、ボランティアグループの組織化等を支援するとともに、いつでも誰でも、ボランティア活動に参加できる体制を整備し、地域に眠るボランティアニーズを掘り起こし、ボランティアと結びつけることで地域における福祉社会の形成に努めている。

県内市町村社会福祉協議会に登録されているボランティア数の推移

年 度	31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
グループ (団体数)	80,920 (3,420)	82,159 (3,374)	71,039 (3,198)	62,608 (3,020)	65,615 (2,911)	71,271 (3,014)	73,292 (3,004)
個 人	11,029	11,335	9,811	9,065	8,763	8,548	7,823
計	91,949	93,494	80,850	71,673	74,378	79,819	81,115

(3) 福祉教育の推進に関する支援

児童・生徒の福祉意識の醸成、福祉活動の普及・促進を図るため、県下の小・中・高校を福祉教育推進校として指定し、学校の創意工夫による自主的な福祉実践活動の支援、及び近隣の学校や地域の福祉教育推進団体等と連携した地域の実情に合わせた福祉教育の支援をしている。

福祉教育推進校の指定

区分	年度	昭和 52 年～ 令和 4 年度	指定期間中の推進校				合 計
			5 年度	6 年度	7 年度	小 計	
小学校	公	387	9	7	8	24	411
	私	15	1	1	1	3	18
	小計	402	10	8	9	27	429
中学校	公	308	5	5	5	15	323
	私	30	1	1	1	3	33
	小計	338	6	6	6	18	356
高等学校	公	125	5	5	4	14	139
	私	67	1	1	1	3	70
	小計	192	6	6	5	17	209
合 計		932	22	20	20	62	994

※ 指定開始年度は、小学校が昭和 59 年度、中・高等学校が昭和 52 年度からである。

2 中核地域生活支援センター

(1) 事業の目的

子ども、障害者、高齢者等誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するために、24 時間 365 日体制で、制度の狭間にある人や複合的な課題を抱えた人等の地域で生きづらさを抱えた人に対して、分野横断的に幅広く受け止めて、包括的な相談支援・関係機関のコーディネート・権利擁護・市町村等のバックアップ等の広域的、高度専門性をもった寄り添い支援を行う。

(2) 事業内容

ア 包括的相談支援事業

制度の狭間にある人、複合的な課題を抱えた人、制度や社会の変化から生じる新たな課題により生活不安を抱えた人及び広域的な調整が必要な人等、地域で生きづらさを抱えた人を分野横断的に幅広く受け止めて、相談支援を行う。

相談等に当たっては、潜在的な対象者の積極的な把握に努めるとともに、相談者のみならず、その家族等も含めて課題の把握に努め、相談者に対する支援計画等を策定し、家庭や関係機関を訪問する等のさまざまな方法により、相談者に必要な支援が提供されるように援助、調整等を行う。

イ 地域総合コーディネート事業

利用者に必要な支援を提供するため、行政をはじめとする公的機関、福祉・医療・司法・教育等の各分野の支援者や支援機関、当事者グループなどの関係者や関係機関を調整するとともに、互いのネットワークの強化を図る。

また、個別支援における課題を地域の課題として取り上げ、関係機関や関係者と問題意識を共有する。必要な場合は、新たなサービスや社会資源の創出を促進して、誰もが安心して生活できる地域づくりに努める。

ウ 市町村等バックアップ事業

市町村や各相談支援機関が相談事例に対応するにあたって、市町村等からの求めに応じて、専門的かつ多面的な視点に立った助言等の支援を行う。

また、市町村が地域住民からの福祉全般にわたる相談をワンストップで受け、支援につなげていく重層的支援体制を構築できるよう、市町村職員向けの研修等を実施する。

エ 権利擁護事業

表面化している権利侵害のみならず、本人や家族等が認識していない権利侵害や権利を有しながらも必要な支援を受けられていない場合についても、積極的な把握に努める。

対応にあたっては、相談者の立場に立って、関係機関や関係者との円滑な連携のもとに、権利侵害の解消、本人や家族のケア、再発防止策の策定及び各種制度の活用等により、本人や家族が地域で尊厳のある生活を送ることができるように努める。

オ 校内居場所づくり事業

貧困や家庭環境など様々な原因により困難な状況にある子どもを早期に発見し、福祉的な支援に繋げていくため、福祉団体等と連携して高等学校内に気軽に相談できる居場所を作る。

(3) 人員体制

ア 地域総合コーディネーター 1 名（常勤）

事業を総括する業務を行い、支援困難事例への対応、コーディネーターや補助的な職員への指導・育成、社会資源の開拓・連携の取組等を適切に行うことができる者

従事者は以下の（ア）から（ウ）のいずれかの要件を満たす者に限る。

（ア） 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師として保健、医療、福祉、就労、教育等の分野における業務に 1 年以上従事している者であり、かつ、中核地域生活支援センター事業その他の相談支援業務に 3 年以上従事している者

（イ） 中核地域生活支援センター事業その他の相談支援業務に 5 年以上従事している者

（ウ） その他、これらに類するものとして知事が認めた者

イ コーディネーター 1 名若しくは 2 名（常勤）

福祉に関する相談に関する経験及び各種支援制度の実務について知識があり、相談者が抱える多種多様な課題に対して、広く相談対応し、関係者や関係機関と連携して適切に支援することができる者

ウ その他職員を 2 名（嘱託等）

(4) 所在地等

(令和7年度末現在)

圏域	名 称 (法人名)	所在地	電 話
習志野	まるっと (労働者協同組合ワーカーズコープちば)	習志野市実籾3-4-25	047-409-6161
市川	くらっち (社会福祉法人千楽)	浦安市北栄1-16-30 レドンドビル303	047-318-9551
松戸	ほっとねっと (医療法人財団はるたか会)	松戸市南花島1-12-1	047-712-1500
野田	のだネット (社会福祉法人いちいの会)	野田市尾崎840-32	04-7127-5366
印旛	すけっと (社会福祉法人生活クラブ)	佐倉市王子台4-28-12 T・第一ビル2階	043-308-6325
香取	香取 CCC (社会福祉法人福祉楽団)	香取市佐原イ720番地 6 パールコートD号室	0478-50-1919
海匝	海匝ネットワーク (社会福祉法人ロザリオの聖母会)	旭市口の838	0479-60-2578
山武	さんネット (NPO 法人リンク)	山武市津辺252-1	0475-77-7531
長生	長生ひなた (NPO 法人長生夷隅地域のくらしを支える会)	茂原市長尾2694	0475-22-7859
夷隅	夷隅ひなた (NPO 法人長生夷隅地域のくらしを支える会)	いすみ市大原8927-2	0470-60-9123
安房	ひだまり (社会福祉法人太陽会)	館山市山本1155	0470-28-5667
君津	君津ふくしネット (社会福祉法人ミッドナイトミッション のぞみ会)	富津市青木2-16-14 アーバンスモール秋山 101号室	0439-27-1482
市原	いちはら福祉ネット (社会福祉法人ききょう会)	市原市東国分寺台3-10-15	0436-23-5300

※ 千葉市、船橋市、柏市を除く健康福祉センターの所管区域（広域福祉圏域）ごとに設置

(5) 相談実績（平成16年10月～令和7年3月）

H16～R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	計
1,324,673 件 (32,141 件)	80,123 件 (1,230 件)	74,653 件 (1,073 件)	74,061 件 (1,208 件)	68,693 件 (887 件)	1,622,203 件 (36,539 件)

※ 平成16年度は10月～3月の件数。

※ 平成16年度～19年度は14センター。平成20年度以降は13センター。

※ () 内は夜間（21時～6時）の相談件数。

3 福祉相談業務のデジタル化

(1) 事業の目的

今後、生産年齢人口の減少に伴い、人材確保が一層困難になることが見込まれる中、福祉の相談支援業務においては、案件が複雑化し、業務量は増加している。

このため、相談員の相談記録票等の作業負担軽減とともに、人員数の制約がある中においても福祉の相談支援業務の質を確保するため、現在は紙ベースで運用されている相談から支援、情報共有までの一連の業務のデジタル化を推進する。

(2) 福祉分野における生成 AI を活用したチャットボット「いつでも福祉相談サポット」

困りごとを抱えた方が相談支援機関に円滑に相談できるようサポートする AI チャットボット「いつでも福祉相談サポット」を導入している。

24 時間 365 日いつでもインターネット上で利用でき、生成 AI を活用して、生活困窮、介護、子育てなど福祉分野に関する様々な相談を丁寧にお聞きし、県や市町村の担当部署や相談支援機関を案内する。

(3) 福祉相談業務システムの中核地域生活支援センター等への導入

リアルタイムで相談時の音声情報を文章化し（音声マイニング）、相談内容に適した支援をガイダンスとして相談員に表示する等の機能を搭載した福祉相談業務システムを、令和 6 年度に県と重層的支援体制整備事業等に取り組んでいる 8 市（千葉市・市川市・船橋市・木更津市・柏市・市原市・浦安市・香取市）により共同調達し、県及び 8 市の福祉相談窓口に導入している。

(4) 重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォームのプロトタイプの実装検証等

重層的支援体制整備事業等に取り組んでいる 8 市（前項と同じ）を主な構成員としたデジタル化検討会を設置し、多様な関係者間の情報共有等を行うため、開発を行っている重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォームのプロトタイプについて、モデル市において、実装検証を行うとともに、多機関協働事業者の人材育成に資するデータ活用の取組の検討を行った。

4 地域生活定着支援センター

(1) 事業の目的

知的障害等がある矯正施設入所者の出所後の社会復帰を支援し、再犯の防止に資するため、対象者の入所中から保護観察所と協働して、出所後、直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、年金受給、社会福祉施設への入所等）へとつなげるための準備（コーディネート業務）等を行う。

また、出所後は、対象者が地域で安定した生活を送るために、関係機関の調整を行う。（フォローアップ業務）

(2) 業務内容

ア コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行う。

イ フォローアップ業務

上記のあっせんにより、矯正施設から退所した後、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言等を行う。

ウ 相談支援業務

矯正施設から出所した者の福祉サービスの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。

(3) 概 要

ア 設置時期：平成22年10月1日

イ 委託先（令和7年度）：特定非営利活動法人生活サポート千葉

ウ 職員体制：センター長（常勤1名）、常勤職員2名、非常勤職員2名、常勤兼任職員1名

(4) 事業実績（平成22年10月1日から令和8年3月31日まで）

	H22～R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	計
コーディネート業務	360 件 (341 件)	49 件 (46 件)	34 件 (41 件)	32 件 (30 件)	475 件 (458 件)
フォローアップ業務	286 件 (237 件)	36 件 (41 件)	31 件 (27 件)	27 件 (32 件)	380 件 (337 件)
相談支援業務	722 件 (703 件)	112 件 (108 件)	105 件 (104 件)	87 件 (93 件)	1,026 件 (1,008 件)

※ （ ）内は年度内終了件数。

5 社会福祉推進体制の強化

(1) 社会福祉団体の育成

ア 社会福祉協議会の育成強化

地域住民の社会福祉に対する理解と関心を深め、各種の社会福祉関係団体、施設等の連絡調整を図ることにより、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間の自主的組織として、社会福祉協議会が設けられている。

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会の自主的活動を促進するための連絡・助言、県内社会福祉関係団体の行う福祉活動の連絡・調整、社会福祉に関する調査・研究・普及事業及び生活福祉資金等各種貸付事業等の事業を営んでいるが、県ではその活動強化・組織体制整備のための支援を行っている。

イ 社会福祉関係団体の充実強化

次の社会福祉関係団体に対し、運営費の助成等を行い、その充実強化を図っている。

団 体 名	主 要 事 業
(更生保護法人) 千葉県更生保護助成協会	保護司の保護観察活動への助成及び保護司の指導訓練等の事業
(公財) 千葉県民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員の自主活動の推進

ウ 社会福祉事業振興資金の貸付

民間社会福祉事業の振興育成の一環として、県が貸し付けた資金を原資に社会福祉法人千葉県社会福祉協議会が千葉県社会福祉事業振興資金を設置し、社会福祉法人、公益法人が設置運営する社会福祉施設の整備に必要な資金を低利で融資するものである。

(ア) 貸付限度額 1施設8,000千円以内

(運営委員会にて特に必要と認めた場合はこれを超えて貸し付けられる)

(イ) 償 還 期 限 融資額2,000千円まで5年、400千円を増すごとに1年を加える。

(ウ) 貸付利率等 年3%

(エ) 償 還 方 法 年賦

オ) 貸付け実績	令和3年度	0件	0千円
	令和4年度	0件	0千円
	令和5年度	0件	0千円
	令和6年度	0件	0千円
	令和7年度	0件	0千円

(2) 民生委員制度の運営

民生委員法により、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」ことを本務とする民生委員は、県下各市町村に令和7年4月1日現在6,083名（権限移譲されている千葉市・船橋市・柏市に置かれた民生委員を除く）が配置され、地域住民のための自主活動を行うほか行政等の協力者として活躍している。

県では、民生委員制度の運営と民生委員活動の強化のため民生委員審査専門分科会の設置運営、市町村民生委員推薦会、法定単位民生委員協議会への運営費補助、民生委員活動費の支給、各種研修の実施の他、功績の著しい民生委員に対し顕彰を実施している。

ア 民生委員審査専門分科会

社会福祉法に基づき千葉県社会福祉審議会内に設置され、厚生労働大臣に対して知事が行う委嘱推薦等に先立ち審査を行う附属機関で、審議会の委員は知事が委嘱している。

イ 民生委員推薦会

民生委員法に基づき民生委員の候補者を県に推薦するため市町村に設置されている組織で、推薦会の委員は市町村長が委嘱している。

ウ 法定単位民生委員協議会

民生委員法に基づき市町村の一定区域ごとに設置され、民生委員を会長とし、民生委員で構成されている組織で、以下の事務等を行っている（千葉市・船橋市・柏市を除き令和7年4月1日現在285箇所）。

(ア) 民生委員の担当区域等の決定

(イ) 民生委員の職務に関する連絡調整

(ウ) 関係行政機関との連絡

(エ) 情報収集

(オ) 民生委員の互助共励、研修

エ 民生委員研修

民生委員の資質向上を図るため、（公財）千葉県民生委員児童委員協議会に委託して、民生委員協議会会長研修、中堅研修、新任研修、事例検討研修の4種に区分して研修を行っている。

(3) 共同募金

共同募金運動は、「国民たすけあい」の精神を基調とした地域社会の自主的活動によって、民間社会福祉事業を推進するための財源を造成しようとする全国民的運動である。

この運動は、千葉県共同募金会が実施主体となり実施されている。

共同募金は一般募金と歳末たすけあい募金に大別され、これらの県民の尊い浄財は、民間社会福祉活動の財源造成に大きな役割を果たしている。

県では、庁舎内の募金箱設置や広報等による協力をしている。

(4) 千葉県社会福祉・医療施設整備等推進基金

社会福祉施設及び医療施設の整備の資金に充てるため、昭和62年度に「千葉県社会福祉・医療施設整備基金」を設立した。さらに、名称を「千葉県社会福祉・医療施設整備等推進基金」に改めるなど

設置条例の一部改正を行い（平成3年4月施行）、基金の果実により高齢者の保健の向上及び福祉の増進を図ることも目的としている。

令和7年度末現在 基金残高 2,501,693千円

（５）千葉県社会福祉センターの整備

千葉県社会福祉センターは、昭和49年の開設以来、県内の福祉団体による様々な福祉活動やボランティア活動への支援などが行われ、本県の社会福祉の推進に大きな役割を果たしている。

また、少子高齢化の進展等、昨今の社会状況の変化に対応するため、同センターには、県民の地域福祉活動の推進や福祉人材の養成・確保、災害時の福祉的支援の拠点としての機能の強化が必要となっている。

このため、今後もさらなる県民福祉の増進を図る拠点施設として、令和5年4月1日に開設した千葉県社会福祉センターの管理運営を、指定管理者制度により実施する。

（６）再犯防止に向けた更生支援推進事業

令和3年度に「千葉県再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした人等が、出所後に社会的な孤立に陥り、犯罪を繰り返すことのないよう、矯正施設に入所中から住居や就労、保健福祉等の支援ニーズを把握し、関係機関で構成するケース会議等を通じて、出所後の社会復帰や生活再建に向けた支援を行う。

6 福祉の人材養成・確保

（１）社会福祉関係研修

高度化、多様化する県民の福祉ニーズに的確に対応していくためには、社会福祉専門職員の資質の向上を図ることが必要である。このため、行政職員・施設職員・訪問介護員等を対象とした各種研修を実施している。

社会福祉関係研修実施状況（令和7年度）

研 修 名	対 象	修了人員
社会福祉行政職員研修（13 課程）	県・市・町・村において社会福祉にたずさわる職員	6 4 4
認知症介護基礎研修	認知症高齢者を直接介護する実務者	2, 1 9 9
認知症介護実践研修（実践者研修）	〃	2 3 3
認知症介護実践研修（実践リーダー研修）	〃	4 5
認知症対応型サービス事業管理者等研修	グループホーム等の管理者になる予定の者	9 4
ユニットケア研修（ユニットケア施設管理者研修）	ユニットケア施設の管理者	1 8
ユニットケア研修（ユニットリーダー研修）	ユニットケア施設のユニットリーダーとなる者	1 2 7
コミュニティソーシャルワーカー育成研修	社会福祉協議会や中核地域生活支援センターの職員等	3 1 3
計		3, 6 7 3

（２）福祉人材センター運営事業

福祉人材センターは、地域での福祉サービスに対する理解を深め、新たな福祉人材の育成及び就労の機会の提供及びこれらの総合的な啓発・広報事業を行い、福祉人材の確保を図るものとする。

令和7年度の事業実施状況等は次のとおりである。

なお、事業の実施については、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会に委託している。

ア 啓発・広報事業（ポスター及び各種啓発用パンフレットの作成・配布）

イ 講習会の実施

(ア) 福祉のしごと就職ガイダンス（３回、参加者１１１人）

(イ) 福祉のしごとセミナー（参加者３４人）

ウ 福祉職場就職説明会

(ア) 福祉のしごと就職フェア（５回、参加施設１８４施設、参加求職者８４６人）

(イ) 大学等への出張福祉職場説明・相談会（延べ１４回）

エ 福祉人材バンク事業

・求職登録者数 １１９人・求人登録者数 １，７５６人・紹介件数 ５３件

・紹介就職件数 １３件・相談件数 １，８５２件

オ 社会福祉施設の人材確保相談事業（訪問相談件数 １０法人及び事業所等）

(3) 介護福祉士修学資金等貸付事業

地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的に、福祉の専門職である社会福祉士及び介護福祉士の資格取得を目指す学生に対し修学資金並びに介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し再就職準備金を貸し付けている。

ア 貸付主体 (福) 千葉県社会福祉協議会

イ 内 容

(ア) 介護福祉士及び社会福祉士修学資金

・貸付金額 月額５０，０００円、入学準備金２００，０００円、就職準備金２００，０００円
国家試験受験対策費用４０，０００円（介護福祉士に限る。）

生活費加算（生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る。）

・貸付金の利子 無利子

・貸付期間 養成施設の正規の修学期間内

・返還方法 月賦又は半年賦の均等払もしくは一括払

・返還免除 千葉県内の社会福祉施設等で、引き続き５年間社会福祉士又は介護福祉士の業務に従事した場合は、資金の返還が免除される。

(イ) 介護福祉士実務者研修受講資金

・貸付金額 ２００，０００円

・貸付金の利子 無利子

・貸付期間 養成施設の正規の修学期間内

・返還方法 月賦又は半年賦の均等払もしくは一括払

・返還免除 千葉県内の社会福祉施設等で、引き続き２年間介護福祉士の業務に従事した場合は、資金の返還が免除される。

(ウ) 離職した介護人材の再就職準備金

・貸付金額 ４００，０００円

・貸付金の利子 無利子

・貸付回数 一人当たり一回限り

・返還方法 月賦又は半年賦の均等払もしくは一括払

・返還免除 千葉県内の社会福祉施設等で、引き続き２年間介護職員等の業務に従事した場合は、資金の返還が免除される。

(エ) 福祉系高校修学資金

・貸付金額 修学準備金３０，０００円、介護実習費３０，０００円（１年度あたり）、国家試験受験対策費用４０，０００円（１年度あたり）、就職準備金２００，０００円

・貸付金の利子 無利子

・貸付期間 福祉系高校の正規の修学期間

- ・返還方法 月賦又は半年賦の均等払もしくは一括払
- ・返還免除 千葉県内の社会福祉施設等で、引き続き3年間介護福祉士の業務に従事した場合は、資金の返還が免除される。

(オ) 介護分野就職支援金

- ・貸付金額 200,000円
- ・貸付金の利子 無利子
- ・貸付回数 一人当たり一回限り
- ・返還方法 月賦又は半年賦の均等払もしくは一括払
- ・返還免除 千葉県内の社会福祉施設等で、引き続き2年間介護職員等の業務に従事した場合は、資金の返還が免除される。

(カ) 障害福祉分野就職支援金

- ・貸付金額 200,000円
- ・貸付金の利子 無利子
- ・貸付回数 一人当たり一回限り
- ・返還方法 月賦又は半年賦の均等払もしくは一括払
- ・返還免除 障害福祉サービスを提供する事業所等で、引き続き2年間障害福祉職員の業務に従事した場合は、資金の返還が免除される。

ウ 貸付実績	令和3年度	介護福祉士	181名	社会福祉士	32名
		実務者研修	301名	再就職準備金	24名
		福祉系高校修学資金	22名		
		介護分野就職支援金	5名		
		障害福祉分野就職支援金	4名		
	令和4年度	介護福祉士	217名	社会福祉士	13名
		実務者研修	265名	再就職準備金	22名
		福祉系高校修学資金	24名		
		介護分野就職支援金	33名		
		障害福祉分野就職支援金	5名		
	令和5年度	介護福祉士	246名	社会福祉士	12名
		実務者研修	242名	再就職準備金	15名
		福祉系高校修学資金	14名		
		介護分野就職支援金	14名		
		障害福祉分野就職支援金	2名		
	令和6年度	介護福祉士	308名	社会福祉士	15名
		実務者研修	209名	再就職準備金	17名
		福祉系高校修学資金	7名		
		介護分野就職支援金	14名		
		障害福祉分野就職支援金	6名		
	令和7年度	介護福祉士	326名	社会福祉士	28名
		実務者研修	164名	再就職準備金	7名
		福祉系高校修学資金	4名		
		介護分野就職支援金	9名		
		障害福祉分野就職支援金	3名		

(4) 介護人材確保対策事業

ア 介護人材就業促進事業

介護福祉に対する理解や認識を深めてもらうためのイメージアップを図るとともに、福祉・介護の仕事に関心のある方に、職場体験の機会を提供する。

また、小～大学生、高齢者や主婦等の一般の方を対象に、福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための福祉・介護体験やセミナー等を実施する市町村、事業者等を支援する。

イ 就業促進のための研修支援事業

介護業界への就業を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が質の高い介護サービス提供の担い手となるよう、初任者研修、実務者研修、介護福祉士受験対策講座等、就業促進のための研修等に要する経費に対し助成する市町村を支援する。また、市町村が上記研修等を実施した場合（委託を含む）に係る経費に対しても補助する。

ウ 潜在有資格者等再就業促進事業

介護福祉士等の福祉・介護分野への再就業が進むよう、介護サービスの知識や技術等を再確認するための研修、マッチング段階における職場体験、及び所在情報の把握等を実施する市町村、事業者等を支援する。

エ 介護人材マッチング機能強化事業

地域ごとに合同面接会等を実施する市町村、事業者等を支援する。

また、福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、事業所等における求人ニーズの把握や就職相談、就職説明会等を行う。

オ 介護人材キャリアアップ研修支援事業

介護人材の就労年数や職域階層等に応じたスキルアップ等を促進するための研修等を実施する市町村、事業者等を支援する。

カ メンタルヘルスサポート事業

福祉人材センターに人材定着アドバイザーを配置し、就労間もない介護職員等に対し巡回相談を行うとともに、事業者介護職員定着のためのアドバイスを行う。

キ 介護福祉士実務者研修に係る代替職員の確保事業

介護職員が介護福祉士試験の受験要件となる実務者研修を受講する際、事業者に対して研修受講日に代替職員を確保するための費用を支援する。

ク 介護事業所内保育施設運営支援事業

介護施設・事業所における保育施設等の運営経費を助成する市町村を支援する。

ケ 期待しています！シニア人材事業

シニアの方に介護の仕事に就業してもらうことを目的に、50歳以上の方を対象として、介護職員初任者研修、職場体験、介護事業所等とのマッチング支援等を実施することにより、シニア世代の就業支援を行う。

コ 介護の未来案内人事業

県内の介護施設に勤務する若手介護職員を「介護の未来案内人」として委嘱し、介護職の「魅力」や「やりがい」を発信することにより、介護職に対する社会的な理解を促進するとともに、若手人材を中心とした介護分野への就業を促進する。

サ 介護に関する入門的研修事業

介護職未経験者を対象に、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるような入門的研修、職場体験、介護事業所等とのマッチング支援を実施することにより、多様な人材の参入の促進を図る。

シ 外国人介護人材就業促進事業

「千葉県留学生受入プログラム」により、介護分野への就業を目指すベトナム人留学生を支援する。

また、令和元年7月に開設した外国人介護人材支援センターにおいては、外国人介護職員及び事業者を対象に、相談支援を行うほか、交流会や制度説明会等を実施する。

このほか、外国人介護福祉士候補者（EPA）や外国人技能実習生の日本語学習等の費用を負担する事業者への支援も行う。

7 各種表彰

（1）千葉県社会奉仕賞

県の区域内において、「長年にわたって、社会的な奉仕活動を続け、その功績が顕著であり、将来もその活動を継続すると認められる個人及び団体」を知事表彰し、その功績に報いるとともに、社会奉仕の精神の高揚を図ることを目的として、千葉県社会奉仕賞が定められている。

令和7年度は、個人3名及び7団体を表彰した。

（2）社会福祉事業功労者等に対する知事表彰

「民生（児童）委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、訪問介護員（ホームヘルパー）、社会福祉施設職員（県保育士賞の対象となる者及び県職員（派遣職員を含む。）を除く。）又は社会福祉事業団体役職員として多年にわたりその職務に精励し、かつ、その功績が特に顕著であると認められる者、障害者であって、よく、その障害を克服し、現在自立更生して他の障害者の模範となる者及び地縁に基づいて形成された団体の役員であって永年地域活動を率先して行っており、その功績が特に顕著である者」を表彰し、その功績に報いるとともに、関係者の意欲の高揚を図っている。

令和7年度は、個人19名を表彰した。

ア 民生（児童）委員

イ 身体障害者相談員

ウ 訪問介護員（ホームヘルパー）

エ 社会福祉施設職員及び社会福祉事業団体役職員

オ 自立更生者

（3）共同募金運動奉仕者等に対する知事表彰

多年にわたり千葉県内における共同募金運動の発展のために尽くされた個人及び団体に対し、その功績に報いるとともに関係者の意欲の高揚を図ることを目的として知事表彰を行っている。

以前は5年に一度の特別表彰として実施してきたが、平成24年度からは「共同募金運動奉仕者等に対する知事表彰取扱要領」を制定し、毎年度実施している。令和7年度は個人1名、団体1団体を表彰した。

8 福祉のまちづくり推進

日常生活や社会生活における様々なバリアを取り除き、高齢者や障害者等を含め、だれもが安心して暮らせる社会を実現するため、「千葉県福祉のまちづくり条例」を平成8年3月に制定し、福祉のまちづくりを積極的に推進している。平成26年12月に法令等の規定との矛盾を解消し、社会状況の変化に対応した整備基準とするため、施行規則の一部を改正した。

具体的には、本条例に基づき、施設の新設又は改修の際に用途や規模に応じて届出等を義務付け、整備基準を満たした施設に対しては適合証の交付を行うほか、県有施設の整備改善に努めている。

また、「ちばバリアフリーマップ」を県庁ホームページに掲載し、施設のバリアフリー情報を提供するほか、パンフレットの配布等により、福祉のまちづくりの広報・啓発に努めている。

（1）千葉県福祉のまちづくり条例に基づく新設建築物等の届出等

- ・届出等件数 12,437件（令和7年度まで）
- ・適合証交付件数 1,482件（令和7年度まで）

（2）福祉のまちづくりの広報・啓発

- ・ちばバリアフリーマップによる情報提供
多くの人が利用する県内の施設の駐車場やトイレ等のバリアフリー情報を提供する。
- ・ホームページ、パンフレット等による広報啓発
福祉のまちづくり条例の整備基準を解説した「施設整備マニュアル」により普及啓発を行う。
車椅子使用者用駐車場の適正利用のために啓発ポスター・チラシの配布を行うとともに、駐車場管理者向けの「障害者等用駐車区画の適正利用に向けた対策事例集」を配布する。

9 社会福祉法人等の指導監査

社会福祉法人、社会福祉施設等に対する指導監査等は、法人や施設・事業所等の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、国の法令や県の条例等に基づき行われる。平成16年度からは、県内5ヶ所の健康福祉センター（保健所）に監査指導課を設置し、実施している。

指導監査等の類型及び所管課は次のとおり分類される。

- ・社会福祉法人に対する指導監査
（所管法人に応じて健康福祉指導課、児童家庭課、子育て支援課、高齢者福祉課、障害福祉事業課）
- ・社会福祉連携推進法人に対する指導監査（健康福祉指導課）
- ・社会福祉施設（第一種社会福祉事業を営む入所施設）に対する指導監査

保護施設：健康福祉指導課 老人福祉施設：高齢者福祉課 児童福祉施設：児童家庭課、障害福祉事業課 女性自立支援施設：児童家庭課 指定障害者支援施設：障害福祉事業課
--

- ・保育所に対する実地指導（子育て支援課）
- ・幼保連携型認定こども園に対する実地指導（子育て支援課）
- ・認可外保育施設に対する実地指導（子育て支援課）
- ・有料老人ホームに対する立入検査（高齢者福祉課）
- ・介護保険指定事業所に対する実地指導（高齢者福祉課）
- ・指定障害福祉サービス事業所に対する実地指導（障害福祉事業課）
- ・指定障害児通所支援事業所に対する実地指導（障害福祉事業課）
- ・指定児童発達支援センターに対する実地指導（障害福祉事業課）
- ・指定一般相談支援事業所に対する実地指導（障害福祉事業課）

なお、令和6年度は、特に次の事項を主眼項目として指導監査を実施した。

（1）社会福祉法人及び社会福祉施設

- ア 社会福祉法に基づく法人の適正な運営
- イ 適切な入所者処遇の確保
- ウ 感染症や防災対策の充実強化

（2）保育所

- ア 職員配置及び設備に関する基準の遵守
- イ 適切な児童の処遇の確保

- ・児童虐待の早期発見・防止
- ・苦情処理体制の充実強化と対応
- ・衛生管理等の徹底
- ・安全対策の徹底
- ・適切な事故対応の徹底

ウ 適切な会計処理の実施

エ 防災対策の充実強化

(3) 幼保連携型認定こども園

ア 職員配置及び設備に関する基準の遵守

イ 適切な児童の処遇の確保

- ・児童虐待の早期発見・防止
- ・苦情処理体制の充実強化と対応
- ・衛生管理等の徹底
- ・安全対策の徹底
- ・適切な事故対応の徹底

ウ 適切な会計処理の実施

エ 防災対策の充実強化

(4) 認可外保育施設

ア 保育従事者の適正配置の確保

イ 児童等の安全対策の徹底

- ・健康管理
- ・児童虐待の早期発見・防止
- ・苦情処理体制の充実強化と対応
- ・衛生管理等の徹底
- ・安全対策の徹底
- ・適切な事故対応の徹底

ウ 利用者への情報提供の適正化

エ 防災対策の充実強化

(5) 有料老人ホーム

ア 設置基準を満たさない施設

イ 適切な入所者処遇の確保

ウ 感染症や防災対策の充実強化

(6) 介護保険指定事業所

ア 虐待防止及び身体拘束の防止

イ 介護報酬請求の適正化

ウ 介護職員処遇改善加算の適正な請求

エ 通所介護事業所における宿泊サービスに係る届出等の遵守並びにガイドラインの規定に基づいた
人員、設備及び運営等の適正化

オ 感染症や防災対策の充実強化

(7) 指定障害福祉サービス事業所

- ア 虐待防止及び身体拘束の適正化
- イ 基準に定める職員の確保
- ウ 個別支援計画の策定等
- エ 適正な公費請求
- オ 工賃の支払・賃金
- カ 感染症や防災対策の充実強化
- キ 地域との連携
- ク 情報公表に係る報告

(8) 指定障害児通所支援事業所（指定児童発達支援センターを含む）

- ア 虐待防止及び身体拘束の適正化
- イ 基準に定める職員の確保
- ウ 個別支援計画の策定等
- エ 適正な公費請求
- オ 情報提供・自己評価の公表
- カ 感染症や防災対策の充実強化
- キ 安全対策の徹底
- ク 情報公表に係る報告

(9) 指定一般相談支援事業所

- ア 基準に定める職員の確保
- イ 個別支援計画の策定等
- ウ 適正な公費請求
- エ 虐待防止の適正化
- オ 感染症や防災対策の充実強化
- カ 情報公表に係る報告

なお、令和７年度の実施計画及び令和６年度の実施状況は下表のとおりである。

区 分 種 別		令和 7 年度			令和 6 年度					
		対象数	計画数	計画率	対象数	計画数	計画率	実施数	実施率	
		A	B	B/A	A	B	B/A	C	C/B	
法 人	社 会 福 祉 法 人	193	55	28.5	192	82	42.7	80	97.6	
	（１）社会福祉協議会	17	4	23.5	17	6	35.3	6	100.0	
	（２）施設を経営するもの	171	51	29.8	170	75	44.1	73	97.3	
	第一種経営	111	32	28.8	110	52	47.3	51	98.1	
	第二種経営	60	19	31.7	60	23	38.3	22	95.7	
	（３）施設を経営しないもの	5	0	0.0	5	1	20.0	1	100.0	
	児童福祉行政（市町村）	51	51	100.0	51	35	68.6	35	100.0	
計		244	106	43.4	243	117	48.1	115	98.3	
第 一 種 施 設	保護施設	3	3	100.0	3	0	－	0	－	
	老人福祉施設	492	148	30.1	473	200	42.3	182	91.0	
	児童福祉施設	46	35	76.1	43	33	76.7	28	84.8	
	内 訳	指定障害児入所施設	17	11	64.7	16	10	62.5	9	90.0
		児童自立支援施設	1	1	100.0	1	1	100.0	1	100.0
		乳児院	6	6	100.0	6	4	66.7	3	75.0
	児童養護施設	19	14	73.7	17	15	88.2	13	86.7	
	母子生活支援施設	2	2	100.0	2	2	100.0	1	50.0	
	児童心理治療施設	1	1	100.0	1	1	100.0	1	100.0	
	女性自立支援施設	2	2	100.0	2	2	100.0	2	100.0	
	指定障害者支援施設	67	23	34.3	69	43	62.3	39	90.7	
保育所		787	557	70.8	791	791	100.0	487	61.6	
幼保連携型認定こども園		117	101	86.3	106	106	100.0	68	64.2	
認可外保育施設		330	245	74.2	339	339	100.0	245	72.3	
有料老人ホーム		627	217	34.6	588	289	49.1	176	60.9	
	うちサービス付き高齢者向け住宅	240	81	33.8	231	104	45.0	56	53.8	
介護保険指定事業所		5,971	1,216	20.4	5,801	1,140	19.7	1,019	89.4	
指定障害福祉サービス事業所		3,343	657	19.7	3,180	713	22.4	480	67.3	
指定障害児通所支援事業所		1,535	276	18.0	1,329	321	24.2	199	62.0	
指定児童発達支援センター		33	22	66.7	32	28	87.5	12	42.9	
指定一般相談支援事業所		139	47	33.8	152	50	32.9	21	42.0	
計		13,492	3,549	26.3	12,908	4,055	31.4	2,958	72.9	
合 計		13,736	3,655	26.6	13,151	4,172	31.7	3,073	73.7	

介護保険指定事業所は介護老人保健施設を含む

10 福祉サービス第三者評価

(1) 福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価は、社会福祉法第78条の規定により、福祉サービスを提供する事業者が福祉サービスの改善項目を明らかにして、サービスの質を高めるために、事業者が民間の第三者評価機関（県が認証）との間の契約に基づき、実施するものである。

この事業の実施に当たっては、評価に当たる評価調査員の研修や「千葉県福祉サービス第三者評価推進会議」を設置し、評価機関の認証基準、対象となる福祉サービスの評価基準・調査票などの作成を行っている。

なお、平成24年度から「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院等）の第三者評価の受審が義務付けられたが、これに係る評価機関の認証、評価に当たる評価調査員の養成研修、対象となる福祉サービスの評価基準・調査票などの作成については、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行っている。

（評価対象となる福祉サービス）

- ・児童福祉サービス、障害福祉サービス、介護サービス及び地域密着型サービス等福祉サービス全般（評価を行う評価機関）

- ・県が認証した評価機関数 民間法人 19法人（令和7年度末現在）

（評価結果の公表）

- ・評価結果は、独立行政法人福祉医療機構が運営するWAM NET（ワムネット）に掲載し公表している。

- ・評価結果公表数 237事業所（令和8年3月集計）

11 「健康福祉情報の森」の運営

県民がインターネットを利用して、保健・医療・福祉にかかる各種情報を容易に入手できるようホームページ「健康福祉情報の森」を運営している。

12 福祉施設等総合情報提供システム（ちば福祉ナビ）の運営

県民が自らのニーズに応じて自らの判断で適切なサービスが利用できるよう、平成15年度からインターネットを介して「千葉県福祉施設等総合情報提供システム」により、各種福祉施設等の運営状況や介護サービス等の情報を提供している。

施設の基本情報については毎月更新し最新情報の提供に努めており、また、ちば情報マップとの連携による地図情報や各施設から提供された詳細情報の掲載などについて充実を図っている。

(1) 掲載施設

社会福祉施設及び在宅サービス事業所等 約20,000箇所

(2) 掲載内容

事業所の名称、所在地、電話番号、提供するサービス及び地図情報等

13 低所得者対策

(1) 生活保護制度の運営指導

生活保護制度は、国民の最低生活保障の最終の拠り所としての役割を果たしている。

生活に困窮する者が、その利用できる資産、能力、その他あらゆるもの及び他の法律に定める扶助を保護に優先して受けた上で、なおかつ国で定めた最低限度の生活が営めない場合に保護の対象となり、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助のうち生活状態に応じて、一つあるいは二つ以上の扶助が行われる。

生活保護法の執行に当たって、市部については市福祉事務所、郡部については保健所（健康福祉センター）が実施機関として担当している。

ア 生活保護の動向

本県の生活保護の状況をみると被保護世帯は令和6年度平均で56,317世帯、前年度比0.9%の増加である。（ただし千葉市6福祉事務所を除く）

また、被保護人員は、昭和54年度から昭和58年度まで減少し、昭和59年度は増加に転じたが昭和60年度以降は減少が続いた。しかしながら、平成5年度から増加傾向に転じ、令和6年度平均では、前年度比0.3%増の68,904人となり保護率は13.02%となっている。

その他、都市別状況、被保護世帯類型別動向及び保護費の推移等については別表のとおりである。（表1～9）

イ 実施機関に対する事務監査

令和8年4月1日時点で県内には6保健所（健康福祉センター）と36市36福祉事務所の実施機関が設置されており、県本庁は法の適正かつ円滑な実施が図られるように、各実施機関に対し年1回の一般監査と必要に応じ特別監査等を実施している。（ただし千葉市6福祉事務所を除く）

なお、令和7年度は、一般監査を41実施機関、特別監査を4実施機関及び厚生労働省監査を1実施機関に対して実施した。

ウ 指定医療機関に対する指導及び検査

生活保護法による医療扶助のための医療を担当する指定医療機関に対して、医療扶助の適正かつ円滑な実施を図るため、特に入院患者の多い病院を重点に個別指導及び必要に応じて検査を実施している。

なお、令和7年度は、8病院を対象に実施した。

（2）救護施設の運営指導

保護施設である救護施設は、他法他施策による種別区分化が進むなかで、こうした専門施設の対象とならず、かつ身体上、又は精神上に著しい障害があるため独立して生活することが困難な要保護者を入所させて生活の場を与える施設である。

したがって、入所者は身体障害者、知的障害者といった多種多様な障害をもつ要保護者で占められており、主として単一の障害を有する者を対象とする他法による施設に比べ、入所者に対する処遇の難しい面がある。

表1 被保護世帯・被保護人員及び保護率の状況

区分 年度	被保護世帯				被保護人員				保護率（%o）	
	本県 （世帯）	全国 （世帯）	増加率（%）		本県 （人）	全国 （人）	増加率（%）			
			本県	全国			本県	全国	本県	全国
30	50,676	1,637,422	1.9	-0.2	65,159	2,096,838	0.9	-1.3	12.3	16.6
元	51,593	1,635,724	1.8	-0.1	65,788	2,073,117	1.0	-1.1	12.4	16.4
2	52,559	1,636,959	1.8	0.1	66,332	2,052,114	0.8	-1.0	12.5	16.3
3	53,940	1,641,512	2.6	2.7	67,550	2,038,557	1.8	-0.6	12.8	16.2
4	54,847	1,643,463	1.6	0.1	68,036	2,024,586	0.7	-0.6	12.9	16.2
5	55,782	1,650,478	1.7	0.4	68,694	2,020,576	0.9	-0.1	13.0	16.2
6	56,317	1,650,674	0.9	0.01	68,904	2,008,061	0.3	-0.6	13.0	16.2

（注）千葉市を除く

表2 郡・市別被保護世帯・被保護人員及び保護率の状況

区分	被保護世帯			被保護人員			保護率（％）		
	郡	市	県	郡	市	県	郡	市	県
30	1,679	48,997	50,676	2,065	63,094	65,159	10.2	12.4	12.3
元	1,727	49,866	51,593	2,105	63,683	65,788	10.6	12.5	12.4
2	1,732	50,827	52,559	2,083	64,249	66,332	10.6	12.5	12.4
3	1,737	52,203	53,940	2,065	65,485	67,550	10.6	12.8	12.8
4	1,745	53,102	54,847	2,061	65,975	68,036	10.8	12.9	12.8
5	1,776	54,006	55,782	2,082	66,612	68,694	11.1	13.0	13.0
6	1,777	54,540	56,317	2,081	66,823	68,904	11.2	13.1	13.0

(注) 千葉市を除く

表3 被保護世帯類型別動向（世帯数については、停止中の世帯を除く）

年度 区分	世帯数	高齢世帯		母子世帯		傷病・障害者世帯		その他の世帯	
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
30	50,449	27,030	53.6	2,479	4.9	14,103	28.0	6,837	13.5
元	51,355	27,829	54.2	2,343	4.6	14,108	27.5	7,076	13.8
2	52,348	28,319	54.1	2,236	4.3	14,216	27.2	7,577	14.5
3	53,704	28,838	53.7	2,194	4.0	14,384	26.8	8,288	15.4
4	54,619	29,156	53.4	2,145	3.9	14,559	26.7	8,759	16.0
5	55,539	29,601	53.3	2,075	3.7	14,787	26.6	9,076	16.3
6	56,060	29,782	53.1	1,989	3.5	14,933	26.6	9,355	16.7

(注) 千葉市、停止世帯を除く

表4 保護の現況（令和6年度平均）

区分 実施機関	被保護 世帯数	被保護 実員数 A	保護率 (%) A/C	生活扶助 人員	住宅扶助 人員	教育扶助 人員	医療扶助 人員 B
印旛	268	335	8.45	269	246	14	290
香取	225	254	8.31	201	142	1	204
山武	484	570	13.98	478	340	14	509
長生	567	648	12.04	524	397	6	536
夷隅	173	211	14.47	155	115	9	176
安房	59	64	10.21	50	26	0	57
郡部計	1,777	2,081	11.22	1,677	1,265	44	1,771
銚子市	606	697	13.06	567	425	7	582
市川市	6,604	8,151	16.32	6,870	7,195	339	5,866
船橋市	7,537	9,297	14.34	8,047	8,214	401	7,223
館山市	517	590	13.74	447	451	9	520
木更津市	1,413	1,695	12.37	1,445	1,385	57	1,436
松戸市	8,052	9,927	19.88	8,911	9,212	444	8,642
野田市	1,502	1,911	12.57	1,619	1,550	88	1,633
茂原市	917	1,063	12.60	889	868	20	985
成田市	980	1,183	8.83	969	926	44	1,043
佐倉市	1,036	1,304	7.93	1,134	1,054	59	1,008
東金市	740	909	15.97	748	731	34	784
旭市	437	499	8.18	417	327	3	422
習志野市	1,873	2,216	12.59	1,954	2,034	71	1,986
柏市	4,246	5,174	11.87	4,408	4,524	214	4,541
勝浦市	121	137	8.93	103	69	0	123
市原市	4,130	5,061	19.27	4,503	4,415	233	4,649
流山市	1,500	1,922	9.03	1,664	1,711	107	1,427
八千代市	1,877	2,314	11.32	1,895	2,014	84	2,140
我孫子市	1,283	1,567	12.05	1,318	1,372	61	1,258
鴨川市	245	274	9.10	225	193	2	225
鎌ケ谷市	1,161	1,492	13.60	1,345	1,275	72	1,322
君津市	744	897	11.38	791	742	29	837
富津市	364	420	10.65	351	304	2	374
浦安市	1,272	1,555	9.04	1,381	1,400	62	1,487
四街道市	698	856	9.03	742	726	46	724
袖ケ浦市	353	472	7.26	399	382	34	408
八街市	854	1,139	17.39	990	870	70	1,023
印西市	362	435	4.00	350	321	18	367
白井市	253	309	5.02	256	250	9	266
富里市	524	622	12.53	518	456	13	559
いすみ市	329	371	11.20	301	214	5	318
匝瑳市	344	431	13.16	358	248	9	356
南房総市	295	328	9.96	247	180	2	286
香取市	686	812	12.00	668	497	16	654
山武市	402	462	10.06	382	282	5	408
大網白里市	284	332	7.08	282	243	10	289
市部計	54,541	66,823	13.09	57,495	57,061	2,679	56,171
県計	56,317	68,904	13.02	59,172	58,326	2,723	57,942

実施機関	区分	医療扶助人員				介護扶助 人員	その他の 扶助人員	医療扶助 率 (%) B/A	推計人口 C
		入院		入院外					
		精神病	その他	精神病	その他				
	印旛	11	7	0	271	75	3	86.5%	39,619
	香取	11	7	3	183	53	1	80.4%	30,542
	山武	10	26	2	471	144	5	89.3%	40,743
	長生	14	31	2	488	166	4	82.7%	53,797
	夷隅	18	13	1	144	40	1	83.2%	14,592
	安房	1	2	1	53	25	0	88.9%	6,255
	郡部計	65	86	10	1,610	503	15	85.1%	185,547
	銚子市	15	35	3	528	160	6	83.5%	53,346
	市川市	113	140	316	5,298	1,272	173	72.0%	499,319
	船橋市	156	150	0	6,918	1,748	141	77.7%	648,194
	館山市	24	19	6	471	148	3	88.1%	42,935
	木更津市	34	51	104	1,246	438	24	84.7%	137,015
	松戸市	127	274	245	7,997	2,059	227	87.1%	499,425
	野田市	60	56	73	1,444	369	40	85.5%	151,964
	茂原市	29	26	27	902	313	17	92.6%	84,382
	成田市	50	55	24	914	246	18	88.2%	133,923
	佐倉市	34	45	2	928	262	30	77.3%	164,455
	東金市	15	33	20	717	199	20	86.2%	56,916
	旭市	9	21	5	388	125	4	84.6%	61,035
	習志野市	32	74	283	1,597	381	45	89.6%	176,065
	柏市	95	118	5	4,323	1,191	92	87.8%	435,986
	勝浦市	10	10	15	89	33	0	90.2%	15,316
	市原市	58	98	153	4,341	1,129	90	91.9%	262,670
	流山市	17	29	12	1,370	447	45	74.3%	212,797
	八千代市	64	59	4	2,013	464	34	92.5%	204,371
	我孫子市	18	26	4	1,210	343	25	80.3%	130,065
	鴨川市	9	13	3	200	74	1	82.1%	30,137
	鎌ヶ谷市	27	53	104	1,139	320	31	88.6%	109,720
	君津市	10	44	1	781	233	14	93.3%	78,793
	富津市	6	12	6	351	127	1	89.1%	39,426
	浦安市	17	75	20	1,375	219	28	95.6%	172,112
	四街道市	11	27	6	680	175	19	84.5%	94,819
	袖ヶ浦市	9	16	9	374	112	11	86.3%	65,103
	八街市	14	29	32	948	234	30	89.8%	65,472
	印西市	19	15	2	331	83	3	84.2%	108,796
	白井市	11	9	1	246	66	4	86.3%	61,501
	富里市	17	27	11	505	108	9	90.0%	49,582
	いすみ市	21	22	0	274	67	4	85.5%	33,168
	匝瑳市	7	7	21	320	90	5	82.5%	32,753
	南房総市	14	10	3	260	95	0	87.3%	32,890
	香取市	25	22	3	604	161	14	80.6%	67,646
	山武市	5	17	52	334	123	5	88.4%	45,930
	大網白里市	3	6	0	280	110	6	87.1%	46,887
	市部計	1,185	1,722	1,572	51,693	13,722	1,218	84.1%	5,104,913
	県計	1,250	1,808	1,582	53,303	14,224	1,233	84.1%	5,290,460

(注) 千葉市を除く。年間平均値を使用しており小数点以下端数の関係で、群部計、市部計及び県計が内訳の計と一致しない項目もある。

表5 生活保護費の推移

区分 年度	総額			生活扶助費			住宅扶助費		
	金額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)	金額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)	金額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)
30	113,271,273	100.1	100.0	34,984,911	97.6	30.9	20,997,292	101.3	18.5
元	114,838,287	101.4	100.0	34,827,603	99.6	30.3	21,325,689	101.6	18.6
2	115,594,944	100.7	100.0	35,151,872	100.9	30.4	21,721,337	101.9	18.8
3	117,891,170	101.9	100.0	35,719,303	101.6	30.3	22,340,968	102.8	19.0
4	118,365,952	100.4	100.0	35,940,494	100.6	30.4	22,702,444	101.6	19.2
5	122,277,438	103.3	100.0	36,375,969	101.2	29.7	23,012,705	101.4	18.8
6	124,153,026	101.5	100.0	36,291,556	99.8	29.2	23,080,193	100.3	18.6

区分 年度	教育扶助費			介護扶助費			医療扶助費		
	金額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)	金額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)	金額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)
30	460,360	86.7	0.4	3,002,403	101.7	2.7	52,723,316	101.4	46.5
元	377,649	82.0	0.3	3,108,658	103.5	2.7	54,109,612	102.6	47.1
2	371,240	98.3	0.3	3,317,883	106.7	2.9	53,914,611	99.6	46.6
3	350,386	94.3	0.3	3,503,138	105.5	3.0	54,777,641	101.6	46.5
4	336,313	100.2	0.3	3,703,520	105.7	3.1	54,441,078	99.3	46.0
5	324,814	96.6	0.3	3,858,496	104.2	3.2	57,483,329	105.6	47.0
6	320,930	98.8	0.3	3,915,889	101.5	3.2	59,239,740	103.1	47.7

区分 年度	その他の扶助費（施設事務費を含む）		
	金額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)
30	1,102,989	96.4	1.0
元	1,089,076	98.7	0.9
2	1,118,001	102.7	1.0
3	1,199,734	107.3	1.0
4	1,242,103	103.5	1.0
5	1,222,125	98.4	1.0
6	1,304,718	106.8	1.1

(注) 千葉市を除く

表6 1人1ヶ月当り平均扶助費受給額の推移

区分 年度	総額 (円)	生活扶助費 (円)	住宅扶助費 (円)	教育扶助費 (円)	介護扶助費 (円)	医療扶助費 (円)
30	144,865	51,057	31,622	10,580	22,421	81,169
元	145,465	50,618	31,886	9,305	21,911	81,874
2	145,221	50,872	32,195	9,711	22,281	81,986
3	145,436	50,898	32,499	9,527	22,446	81,679
4	144,978	50,747	32,709	9,511	23,156	80,278
5	148,336	51,007	32,905	9,656	23,276	83,055
6	150,151	51,111	32,976	9,822	22,941	85,200

総額＝保護費総額／被保護年間延人員

各扶助費＝各扶助費／各扶助年間延人員

(注) 人員は厚生労働省報告例により被保護実人員には停止中の人員を含む。千葉市を除く

表7 令和6年度の保護開始理由及び世帯数

世帯主の 傷病	世帯員の 傷病	働いていた者 の死亡	働いていた者 の離職	定年・失業	老齢による 収入の減少	事業不振 ・倒産	その他稼働 収入の減少	要介護 状態	社会保障 給付金の 減少・喪失	仕送りの 減少・喪失	貯金等の 減少・喪失	その他	総数
1,318	44	18	109	502	280	32	427	73	34	273	3,831	763	7,704
17.1%	0.6%	0.2%	1.4%	6.5%	3.6%	0.4%	5.5%	0.9%	0.4%	3.5%	49.7%	9.9%	100.0%

(注) 千葉市を除く

表8 令和6年度の保護廃止理由及び世帯数

世帯主の 傷病治癒	世帯員の 傷病治癒	死亡	失踪	稼働収入 の増加・ 取得	働き手の 転入	社会保障 給付金の 増加	仕送りの 増加	親類・縁者 の引取り	施設入所	医療費の 他法負担	その他	総数
26	0	3,283	376	1,149	9	159	18	263	79	17	1,492	6,871
0.4%	0.0%	47.8%	5.5%	16.7%	0.1%	2.3%	0.3%	3.8%	1.1%	0.2%	21.7%	100.0%

(注) 千葉市を除く

表 9 医療扶助人員の推移

区分 年度	被保護人員		医療扶助人員		医療扶助率		医療扶助人員 増加率	
	本県 (人)	全国 (人)	本県 (人)	全国 (人)	本県 (%)	全国 (%)	本県	全国
30	65,159	2,096,838	54,129	1,751,443	83.1	83.5	1.1	-0.3
元	65,788	2,073,117	55,074	1,742,838	83.7	84.1	1.7	-0.5
2	66,332	2,052,114	54,800	1,709,601	82.6	83.3	-0.5	-1.9
3	67,550	2,038,557	55,887	1,708,964	82.7	83.8	1.9	-0.03
4	68,036	2,024,586	56,513	1,706,665	83.0	84.2	1.1	-0.1
5	68,694	2,020,576	57,676	1,712,181	84.0	84.7	2.0	0.3
6	68,904	2,008,061	57,942	1,706,367	84.1	85.0	0.4	-0.3

(注) 「本県」には千葉市を含まない。

(3) 生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金は、低所得者、高齢者、障害者等の自立更生並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、千葉県社会福祉協議会が実施主体となり、市町村社会福祉協議会を通じてこれらの世帯に必要な資金を低利又は無利子で貸付ける制度で、昭和30年度から実施しているものである。

この制度は単に資金を貸付けるだけでなく、生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、効果的、効率的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図るものである。

表 10 貸付状況の推移

区分 年度	申込 (A)		決定 (B)		決定率 B/A		償還状況	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	計画額	償還額
R2	82,769	29,059,365,350	78,354	27,364,093,700	94.6	70.0	4,698,438,981	642,334,529
R3	54,033	22,002,277,263	42,922	17,551,967,373	79.4	79.7	5,003,166,143	702,831,483
R4	8,567	2,915,579,000	4,679	1,557,894,100	54.6	53.4	13,797,447,566	1,424,980,338
R5	2,053	746,435,350	1,868	676,533,200	90.9	92.6	14,065,165,254	3,095,463,551
R6	1,653	675,887,567	1,399	609,650,597	84.6	90.2	16,066,626,272	2,913,759,902

(R2～：特例貸付 (R4.9 月申請受付終了) 分を含む)

表 1 1 生活福祉資金貸付条件等（令和 5 年 4 月現在）

資金の種類		貸付限度	据置期間	償還期限	備考
総合 支 援 資 金	生活支援費	単身 月 150,000 円以内 複数 月 200,000 円以内	貸付終了後 6 月以内	10 年以内	貸付期間原則 3 月以内 (最長 12 月)
	住宅入居費	400,000 円以内	6 月以内		
	一時生活再建費	600,000 円以内			
福 祉 資 金	福祉費	5,800,000 円以内	6 月以内	20 年以内	資金使途別の貸付要件、貸付限度額あり
	緊急小口資金	100,000 円以内	2 月以内	12 月以内	
	生活復興支援 資金	一時生活支援費 単身 月 150,000 円以内 複数 月 200,000 円以内 生活再建費 800,000 円以内 住宅補修費 2,500,000 円以内	貸付終了後 2 年以内	20 年以内	東日本大震災の被災世帯対象 ※一時生活支援費 貸付期間 3 月以内（特別な場合は 6 月以内）
教育 支 援 資 金	教育支援費	高校 月 35,000 円以内 高専 月 60,000 円以内 短大 月 60,000 円以内 大学 月 65,000 円以内	卒業後 6 月以内	20 年以内	特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の 1.5 倍の額まで貸付可能
	就学支度費	500,000 円以内			
不 動 産 担 保 型 生 活 資 金	不動産担保型 生活資金	300,000 円／月以内	契約終了後 3 月以内	据置期間終了時	
	要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	借受世帯の生活保護基準 月額の 1.5 倍以内			居住地の福祉事務所が本貸付を受けなければ生活保護を要すると認めた世帯に限る

- (注) 1. 高等学校には専修学校高等課程を、短期大学には専修学校専門課程を、大学には専門職大学を含む。
2. 貸付利子は、連帯保証人がいる場合は無利子、いない場合は据置期間経過後、年 1.5%。ただし、教育支援資金及び緊急小口資金は無利子。不動産担保型生活資金は年 3%又は各年 4 月 1 日時点の長期プライムレート of のいずれか低い利率。

1 4 生活困窮者自立支援制度

(1) 事業の目的

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した方が再び生活保護に頼ることのないようにするため、生活困窮者の相談を受け、その方の状況に応じ、住居を確保するための給付金の支給や就労支援等を行い、自立を支援する。

(2) 実施機関

市部については市、町村部については千葉県が、直営あるいは委託により実施する。

(3) 事業内容

ア 必須事業

① 自立相談支援事業

生活困窮者の様々な課題に包括的に対応し、抱えている課題を評価・分析し、そのニーズに応じた自立支援計画を策定の上、必要な支援に結びつける。

② 住居確保給付金

離職・廃業又は、休業等により収入が減少し住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者に対して住居を確保するための資金を給付する。

イ 努力義務事業

① 就労準備支援事業

雇用による就労が著しく困難な生活困窮者及び特定被保護者に対し、各種の自立訓練を実施し、一般就労のための基礎能力を身につけることで、安定的な就労に就くことを支援する。

② 家計改善支援事業

生活困窮者及び特定被保護者に対し、家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援（貸付けのあっせん等を含む）を行う。

ウ 任意事業

①・シェルター事業

住居喪失者に対し、一定期間、衣食住の日常生活に必要な支援を行う。

・地域居住支援事業

シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援を行う。

② 学習・生活支援事業

生活困窮世帯等の子どもに対して、学習支援、生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援を行う。

1.5 こどもの貧困対策

県では、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく計画として従来の「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を令和7年4月に策定した「千葉県こども・若者みらいプラン」（こども基本法に基づく都道府県こども計画）に一体化した。

計画では、こどもの貧困対策に関する重点的支援施策として法に定める「生活の安定に資するための支援」「教育の支援」など4つの支援施策のほか、県独自に「支援につなぐ体制整備」、「支援をひろげるための取組」、「若者への支援」を定め、市町村や関係機関等と連携を図りながら、総合的にこどもの貧困対策を推進している。

1.6 ホームレスの自立支援

(1) ホームレス自立支援計画

「千葉県ホームレス自立支援計画」は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、平成17年に策定し、その後、同法の令和9年までの延長や、これに伴う国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の改正等を踏まえ、令和7年3月に「千葉県ホームレス自立支援計画」（令和6年度改定版）を策定した。（計画期間：令和6年度～令和10年度）

この計画では、改定前の計画で定めていた、ホームレス支援の流れを踏まえた支援の全体像を示すことにより、ホームレスの野宿生活からの脱却と生活の安定を目指していくという考え方を継続する一方、ホームレスの現状や生活困窮者自立支援法の改正等を鑑み、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある者への相談機関の周知や、居住支援の充実等を盛り込んでおり、計画に基づきホームレスの自立支援を進めている。

(2) 無料低額宿泊所に係る届出及び指導

第二種社会福祉事業の「無料低額宿泊事業」の適正運営を確保するため、同事業を経営する法人に、社会福祉法に基づく届出を適切に行わせるとともに、平成20年度から「施設の設備及び運営に係るガイドライン」に沿った運営がなされているかを立入調査により確認、指導してきた。

令和2年4月施行の社会福祉法の改正に伴い、国が定める基準を基に、令和元年12月に「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定したことから、条例に定める基準に照らして、引き続き立入調査により確認、指導を行っている。

1 7 原子爆弾被爆者対策

原子爆弾被爆者に対しては、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき原子爆弾被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態に対して、健康診断と必要な医療の給付を行い、健康の保持及び向上を図っている。

また、原爆に起因する病気や怪我のための特別の支出を余儀なくされている者に対し、その負担を軽減するための諸手当の支給を行っている。

(1) 原子爆弾被爆者の医療援護等

ア 健康診断

被爆者の健康管理のため、全被爆者を対象に年間定期2回、希望2回、計4回の健康診断（一般検査）を実施している。この一般検査のほか医師が必要と認める者に対して精密検査を実施している。

令和7年度の実績は、一般検査の対象者1,392人のうち、受診者は延べ878人であり、うち88人が精密検査を受診した。（千葉市、船橋市、柏市在住者を除く）

イ 医療の給付

原爆の傷害作用に起因する負傷又は疾病で厚生労働大臣が認定した者に対する認定疾病医療と、被爆者の負傷又は疾病に対する医療費を給付する一般疾病医療の二つの区分により医療給付を実施している。

ウ 原子爆弾被爆者相談事業

被爆者の高齢化が進み生活の不安が増大してきたことにより、被爆者の生活の安定と健康の保持並びに福祉の向上を図ることを目的に、千葉県原爆被爆者友愛会に相談事業を委託し、各保健所では健康診断実施日に、友愛会事務所では週1回、被爆者からの相談を受けている。

(2) 原子爆弾被爆者に対する諸手当の支給

現行の各種手当の概要と実績は表のとおりである。

このほか、県単独事業として、医療特別手当、特別手当、健康管理手当のいずれかの受給者に対し、健康手当を支給し、被爆者の健康増進を図っている。

手当月額は令和8年4月1日現在

手当の名称	手 当 月 額	支 給 対 象 と な る 者	令和7年度 延べ支給件数
医 療 特 別 手 当	159,100 円	現在も認定疾病の状態が継続している者	700 件
特 別 手 当	58,750 円	現在認定疾病が治癒している者	366 件
原爆小頭症手当	54,760 円	原爆の放射能による小頭症にかかっている者	—
健 康 管 理 手 当	39,130 円	11 障害のいずれかを伴う疾病にかかっている者	12,227 件
保 健 手 当	一般 19,620 円	爆心地から 2 km 以内に直接被爆した者と、その当時その者の胎児であった者	717 件
	増 額 39,130 円	上記かつ身体上の障害を有する者又は 70 歳以上の親族のいない単身居宅生活者	84 件
費 用 介 護 手 当	重度障害者 113,740 円以内	精神上又は身体上の障害のため、費用を支出して介護を受けた者	0 件
	中度障害者 75,820 円以内		
家 族 介 護 手 当	24,970 円	重度の障害があり、費用を出さずに介護を受けた者	36 件
葬 祭 料	一時金 222,000 円	被爆者が死亡した時に、葬祭を行う者	97 件
交 通 手 当	一回につき 990 円以内	健康診断の受診の際に交通費を 400 円以上支出した者(精密検査については、330 円が上限)	44 件

(3) 介護保険等利用被爆者に対する援護

原子爆弾被爆者及びその家庭の福祉の向上に寄与することを目的として、介護保険制度による特定の福祉系サービスを利用した場合の利用者負担分（1割～3割）について助成している。

なお、医療系サービスは一般疾病医療費として給付されている。

18 旧軍人、軍属及び遺家族等援護対策

(1) 戦没者遺族等の援護

ア 遺族年金、公務扶助料等

先の大戦による戦没者は軍人軍属等をあわせて全国で約310万人を数え、うち本県出身戦没者は約53,000人に及んでいる。

現在、公務死亡した軍人には「恩給法」による公務扶助料、軍属には「援護法」による遺族年金、準軍属には、遺族給与金をそれぞれ遺族に支給している。

なお、昭和16年12月8日以後公務上死亡した軍人軍属及び準軍属に対しては、弔慰金（50,000円、10年償還年6分利子の国債）を支給している。

また、傷病恩給受給者が公務死亡した場合は、公務扶助料を遺族に支給している。

さらに、障害年金受給者が公務死亡した場合は、遺族年金を遺族に支給している。

イ 特別給付金等

① 戦没者等の妻に対する特別給付金

昭和38年に「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」が制定されたことにより、恩給法による公務扶助料・援護法による遺族年金等を受給している戦没者等の妻に「戦没者等の妻に対する特別給付金」（10年償還国債）を支給することとした（なお、第30回特別給付金は5年償還）。

(支給対象)

満州事変(昭和6年9月18日)以後、公務または勤務に関連し負傷したり傷病にかかり、これにより死亡した戦没者等の妻で、各改正法の基準日に恩給法の公務扶助料や援護法の遺族年金等の年金給付を受ける権利を有する者に支給される。

表1 戦没者等の妻に対する特別給付金(い号)

国債の名称	国債の額面	基準日	備考
特別給付金	20万円	昭和38年4月1日	10年償還
第4回特別給付金	60万円	昭和48年4月1日	
第10回特別給付金	120万円	昭和58年4月1日	
第17回特別給付金	180万円	平成5年4月1日	
第22回特別給付金	200万円	平成15年4月1日	
第27回特別給付金	200万円	平成25年4月1日	
第30回特別給付金	110万円	令和5年4月1日	5年償還

② 戦没者の父母等に対する特別給付金

昭和42年「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」が制定されたことにより、恩給法の公務扶助料や援護法の遺族年金等を受給している、戦没者の父母等に「戦没者の父母等に対する特別給付金」(5年償還国債)を支給することとした。

(支給対象)

満州事変(昭和6年9月18日)以後、公務又は勤務関連により死亡した戦没者の父母または祖父母で、戦没者除籍時に氏を同じくする子または孫を持たない者で、各改正法の基準日において公務扶助料、遺族年金等の年金給付を受ける権利を有する父母等に支給される。

※ 法制定当初は昭和12年7月7日(日華事変)以後の戦没者等で、戦没者以外に子も孫もいなかった父母等で、昭和42年3月31日までに自然血族の子、孫を有しなかった者が対象であったが、その後の改正により上記のとおり支給対象が拡大された。

表2 戦没者の父母等に対する特別給付金(い号)

国債の名称	国債の額面	基準日
第3回特別給付金	10万円	昭和42年4月1日
第5回特別給付金	30万円	昭和48年4月1日
第7回特別給付金	60万円	昭和48年継続
第9回特別給付金	60万円	昭和58年4月1日
第14回特別給付金	75万円	昭和58年継続
第16回特別給付金	90万円	平成5年4月1日
第19回特別給付金	100万円	平成10年4月1日
第21回特別給付金	100万円	平成15年4月1日
第24回特別給付金	100万円	平成20年4月1日
第26回特別給付金	100万円	平成25年4月1日

③ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

昭和40年に、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」が制定されたことにより、かつて弔慰金を受ける権利を取得し、基準日に公務扶助料、遺族年金等の受給者がいない遺族に特別弔慰金を支給することとした。

法施行後、数次の改正が行われ支給される遺族の範囲が拡大され、現在では戦没者と一年以上生計関係があった三親等内の親族まで広げられている。

(支給対象)

援護法に基づく弔慰金の受給権を取得した遺族及び弔慰金の受給権を取得したとみなされる遺族で、法の適用日（基準日）において公務扶助料・遺族年金等の受給者のいない遺族に対して支給される。

ただし、特別弔慰金支給順位の先順位者一人に支給されるので、同順位者がいる場合は、同順位者間で調整を行い、請求者がすべての同順位者を代表して請求する必要がある。

表3 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

国債の名称	国債の額面	基準日
第1回特別弔慰金	3万円(10年償還)	昭和40年4月1日
第1回特別弔慰金	3万円(10年償還)	昭和47年4月1日
第2回特別弔慰金	20万円(10年償還)	昭和50年4月1日
第3回特別弔慰金	12万円(6年償還)	昭和54年4月1日
第4回特別弔慰金	30万円(10年償還)	昭和60年4月1日
第5回特別弔慰金	18万円(6年償還)	平成元年4月1日
第6回特別弔慰金	40万円(10年償還)	平成7年4月1日
第7回特別弔慰金	24万円(6年償還)	平成11年4月1日
第8回特別弔慰金	40万円(10年償還)	平成17年4月1日
第9回特別弔慰金	24万円(6年償還)	平成21年4月1日
第10回特別弔慰金	25万円(5年償還)	平成27年4月1日
第11回特別弔慰金	25万円(5年償還)	令和2年4月1日
第12回特別弔慰金	27.5万円(5年償還)	令和7年4月1日

ウ 戦没者遺族相談員

昭和45年10月1日から厚生労働大臣業務委託による戦没者遺族相談員が現在本県に30名置かれ、戦没者遺族援護の相談に応じ、その福祉増進のために必要な指導、助言を行っている。

(2) 追悼事業

ア 千葉県戦没者追悼式等の追悼事業

① 千葉県戦没者追悼式

県民をあげて県下の全戦没者に哀悼の意を表し、平和を祈念するため、昭和29年から毎年秋に約600名の遺族等を招待して追悼の式典を実施している。

② 千葉県忠霊塔拝礼

8月15日の「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に、戦没者を追悼し、恒久平和を祈念するため、昭和29年以降毎年遺族代表約20名が参列し拝礼を行っている。

② 千葉県南方諸地域戦没者追悼式

先の大戦において、南方諸地域で戦没された本県出身将兵を追悼するため、昭和40年12月に、県民の総意によって沖縄県糸満市摩文仁の丘に「房総之塔」を建立し、昭和43年以降（昭和44年を除く。）例年11月頃に遺族代表約15名が参列し追悼式を実施している。

イ 国主催各種行事への参加

① 全国戦没者追悼式

先の大戦による犠牲者に対し、国をあげて追悼の誠を捧げるため昭和38年から毎年8月15日に日本武道館において全国戦没者追悼式が行われる。

この式典に本県からは、例年遺族代表約200名が参列している。

③ 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式

国が昭和34年に建立した千鳥ヶ淵戦没者墓苑において、毎年春、皇族の御臨席のもとに拝礼式が行われる。この式典に本県からは、例年遺族代表約20名が参列している。

(3) 戦傷病者等の援護

ア 傷病恩給

旧軍人、軍属（判任官以上の軍属）であった者で、その在職中の公務等により受傷又は、り病し、障害を有することとなった場合に恩給法の定めた障害の程度（特別項症から第7項症までを増加恩給、第1款症から第4款症までを傷病年金、第1目症と第2目症の傷病賜金及び特別項症から第5款症の特例傷病恩給）による傷病恩給が請求により支給される。

イ 障害年金

恩給法の適用を受けられない旧軍属（雇用人等）、準軍属（徴用者等）であった者が、その在職中の公務により受傷又は、り病し、障害を有することとなった場合に戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めた障害の程度による障害年金が請求により支給される。

ウ 戦傷病者特別援護法による援護

① 戦傷病者手帳の交付

旧軍人、軍属及び準軍属で公務により受傷又は、り病した者で増加恩給、傷病年金等受給者及び目症の程度の障害を有する者に対し、その者からの請求により戦傷病者手帳を交付する。

表4 戦傷病者

(令和8年3月31日現在)

	視覚障害	聴覚障害	言語機能障害	肢 体 不自由	中枢神経 機能障害	その他	計
増加恩給 (項 症)	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人
傷病年金 (款 症)	0人	0人	1人	8人	0人	1人	10人
目 症	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	1人	9人	0人	1人	11人

② 療養給付

戦傷病者手帳保持者の公務上の傷病またはこれと医学的因果関係にある傷病について、診察、薬剤、治療材料の支給、手術その他の治療及び施術等を行うものである。

令和7年度については該当者1人であった。

③ 補装具

戦傷病者手帳保持者のうち、公務上の傷病により視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、肢体不自由または中枢神経機能障害の状態にある者について必要があると認められるときは、その者の請求により、盲人安全つえ、義眼、補聴器、義手、義足、装具、車いす、松葉づえ等の支給及び修理を行う。

令和6年度の支給等の件数は1件あったが、令和7年度は0件であった。

④ J R無賃乗車券引換証

戦傷病者手帳保持者と重度の戦傷病者に同行する介護者に対して、J R無賃乗車券、特急券の引換証を政令で定める障害の程度により、規定の枚数を交付している。

令和7年度は、1名の戦傷病者手帳保持者に引換証を交付した。

エ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

傷病恩給等の年金給付を受けている者の妻に、戦傷病者の妻として置かれた特別の事情に対する慰藉を目的とした特別給付金が支給される。

また、戦傷病者が、増加恩給等の受給事由である傷病以外の傷病により死亡（平病死）した場合に、特例として特別給付金が支給される。

表5 戦傷病者等の妻に対する特別給付金（い号）

国債の名称	国債の額面	権利取得日	備考
第2回特別給付金	10万円	昭和41年10月1日	10年償還 軽症者は額面 が半額
第6回特別給付金	30万円	昭和51年10月1日	
第12回特別給付金	60万円	昭和61年10月1日	
第18回特別給付金	90万円	平成8年10月1日	
第23回特別給付金	100万円	平成18年10月1日	
第28回特別給付金	50万円(*)	平成28年4月1日	(*)5年償還
第29回特別給付金	50万円(*)	令和3年4月1日	

表6 特別給付金の特例給付

国債の名称	国債の額面
第13回特別給付金	5万円

（4）旧軍人、軍属の恩給等

ア 普通恩給

普通恩給は、旧軍人の下士官以下が在職年12年以上、准士官以上が在職年13年以上及び判任官以上の軍属が在職年17年以上で退職した場合に支給される年金恩給である。

この制度は、階級及び実際に勤務した年数により区分されており、令和8年4月以降の年額は、606,500円から1,208,600円が最低保障されている。

イ 普通扶助料

普通恩給受給者または受給資格のある者が死亡した場合、死亡したときに公務員と同一生計にあった配偶者等の遺族に支給される年金恩給である。

年金額は、原則として普通恩給年額の2分の1であるが、最低保障制度や寡婦加算制度（60歳以上の妻）の特例がある。

この最低保障制度は、普通恩給と同様に区分されており令和8年4月以降の年額は、431,900円から845,100円が最低保障されている。

また、寡婦加算は、令和7年4月以降は159,000円である。

ウ 一時恩給（一時扶助料）

旧軍人・軍属として、実際に勤務した期間が引続き3年以上で、普通恩給の権利がない者に支給される一時金である。

また、受給資格のある者が死亡した場合、遺族に対して一時扶助料等として支給される。

金額は、階級及び実在職年により区分され、退職当時の俸給年額に在職年を乗じた額である。

エ 一時金（遺族の一時金）

軍人として2回以上勤務し、その合計が3年以上で、普通恩給等の権利のない者に支給される一時金である。また、受給資格のある者が死亡した場合は遺族に対して、遺族一時金等として支給される。金額は在職年に関係なく一律15,000円である。

オ 軍歴証明書の交付

旧陸軍の軍人及び軍属等の退職当時の本籍地が本県内であった者、または当該者が死亡した場合は、遺族から申請があった場合に軍歴証明書を交付している。（交付手数料一通100円）

（5）中国残留邦人等の援護

永住帰国した中国残留邦人等は、長年にわたって中国等での残留を余儀なくされたため、言葉の問題や生活習慣の違いなどにより、多くの方が日常生活上様々な課題を抱えていることから、県では地域社会における定着・自立を促進するため、次のとおり援護施策を実施し定着自立を支援している。

- ① 千葉県中国帰国者自立研修センターでの自立促進支援
- ② 自立支援通訳の派遣
- ③ 地域生活支援プログラム（交通費等の支給）の実施
- ④ 支援給付等の支給（町村居住分）
- ⑤ 支援・相談員の派遣
- ⑥ 身元引受人の斡旋 等

＜千葉県中国帰国者自立研修センター＞

- ・設置主体 千葉県
- ・所在地 千葉市中央区千葉港4番5号
千葉県社会福祉センター3階
- ・業務内容 日本語教室（再研修）相談業務、

表7 引揚者等（中国及び旧ソ連地域） ※ 永住帰国時に千葉県に定着した数値

区分 \ 年度	昭和47～ 平成20年	平成21	平成22	平成23	平成24 ～令和7年	計
永住帰国者 （再帰国者を含む）	211世帯 695名	2世帯 7名	一世帯 一名	1世帯 1名	一世帯 一名	214世帯 703名